喜茂別町地域防災計画

（資　料　編）

＜令和８年（２０２６）４月改訂＞

喜茂別町防災会議

≪ 計 画 更 新 履 歴 ≫

・平成２６年（２０１４）　２月策定

・令和　５年（２０２３）　６月改訂

・令和　６年（２０２４）　４月改訂

・令和　７年（２０２５）　４月改訂

・令和　８年（２０２６）　４月改訂

〔目　　次〕

資　料　編

（資　　料　　編）……1

〔防　　災　　組　　織〕……1
- ○ 資料１　関係機関等の連絡先……1
- ○ 資料２　災害対策本部掲示板……5
- ○ 資料３　標　旗……5

〔消　　防〕……6
- ○ 資料４　消防組織……6
- ○ 資料５　消防施設の現況……6
- ○ 資料６　過去の災害の記録……7
- ○ 資料７　気象庁震度階級関連解説表……9
- ○ 資料８　喜茂別町における大雨警報等の基準……15

〔災害警戒区域〕……16
- ○ 資料９　水防区域……16
- ○ 資料 10　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域……17
- ○ 資料 11　山地災害危険地区……19
- ○ 資料 12　危険物所在一覧……22

〔要配慮者施設関係〕……24
- ○ 資料 13　浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表……24
- ○ 資料 14　土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表……24

〔物　資　・　資　機　材〕……25
- ○ 資料 15　救援備蓄物資一覧……25
- ○ 資料 16　防災資機材保有状況……26

〔避　　難　　所　　等〕……27
- ○ 資料 17　避難所等……27
- ○ 資料 18　感染症対策を考慮した避難所レイアウト……29

〔通　信　・　輸　送〕……30
- ○ 資料 19　緊急通行車両確認証明書……30
- ○ 資料 20　緊急通行車両標章……30
- ○ 資料 21　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領……31

〔応　急　・　復　旧〕……33
- ○ 資料 22　被害状況判定基準……33
- ○ 資料 23　「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）……37

〔条　例　・　協　定　等〕……38
- ○ 資料 24　喜茂別町防災会議条例……38
- ○ 資料 25　喜茂別町災害対策本部条例……39
- ○ 資料 26　災害時における協定一覧……40
- ○ 資料 27　北海道消防防災ヘリコプター応援協定……40

○ 資料 28　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 43
○ 資料 29　北海道広域消防相互応援協定 47
○ 資料 30　北海道地方における災害時の応援に関する申合せ 50
○ 資料 31　開町百年記念喜茂別町防災基本条例 52

〔 様　　式 〕 55
○ 別記第１号様式　職員参集状況報告書 55
○ 別記第２号様式　職員等安否確認調査票 56
○ 別記第３号様式　気象通報受理簿（兼送信票） 57
○ 別記第４号様式　水防活動実施報告 58
○ 別記第５号様式　災害情報 59
○ 別記第６号様式　被害状況報告(速報・中間・最終） 61
○ 別記第７号様式　公用令書等（別表　第１号様式～第６号様式） 63
○別表　第１号様式 63
○別表　第２号様式 63
○別表　第３号様式 64
○別表　第４号様式 64
○別表　第５号様式 65
○別表　第６号様式 65
○ 別記第８号様式　避難者世帯名簿 66
○ 別記第９号様式　避難所収容台帳 67
○ 別記第 10 号様式　避難所設置及び収容状況 67
○ 別記第 11 号様式　救助種目別物資受払簿 68
○ 別記第 12 号様式　被災者救出状況記録簿 69
○ 別記第 13 号様式　輸送記録簿 70
○ 別記第 14 号様式　炊き出し給与状況 71
○ 別記第 15 号様式　飲料水の供給簿 72
○ 別記第 16 号様式　世帯構成員別被害状況 73
○ 別記第 17 号様式　物資購入（配分）計画表 73
○ 別記第 18 号様式　物資の給与状況 74
○ 別記第 19 号様式　物資給与及び受領簿 75
○ 別記第 20 号様式　救護班活動状況 76
○ 別記第 21 号様式　医療実施状況 77
○ 別記第 22 号様式　助産台帳 78
○ 別記第 23 号様式　学用品の給与状況 79
○ 別記第 24 号様式　応急仮設住宅台帳 80
○ 別記第 25 号様式　住宅応急修理記録簿 81
○ 別記第 26 号様式　遺体の捜索状況記録簿 82
○ 別記第 27 号様式　遺体処理台帳 83
○ 別記第 28 号様式　埋葬台帳 84
○ 別記第 29 号様式　障害物除去の状況 85
○ 別記第 30 号様式　賃金作業員雇用台帳 86
○ 別記第 31 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票 87
○ 別記第 32 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書 88
○ 別記第 33 号様式　救急患者の緊急搬送情報伝達票 89
○ 別記第 34 号様式　自衛隊災害派遣要請の依頼について） 90
○ 別記第 35 号様式　自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について 91

〔防　災　組　織〕

○ 資料１　関係機関等の連絡先

１　喜茂別町（役場・消防署・公共施設等）

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
喜茂別町役場	虻田郡喜茂別町字喜茂別 123	0136-33-2211
喜茂別町教育委員会	虻田郡喜茂別町字伏見 264-4	0136-33-2203
羊蹄山ろく消防組合 消防本部	倶知安町北 3 条東 4 丁目 1	0136-22-2822
羊蹄山ろく消防組合 喜茂別支署	虻田郡喜茂別町字喜茂別 207	0136-33-2141
ふれあい福祉センター	虻田郡喜茂別町字喜茂別 15-1	0136-31-2940
火葬場	虻田郡喜茂別町字富士見台 29-1	0136-33-2303
喜茂別町立クリニック	虻田郡喜茂別町字喜茂別 13	0136-33-2225
農村環境改善センター	虻田郡喜茂別町字伏見 264-4	0136-33-3033
きもべつ笑み～な	虻田郡喜茂別町字喜茂別 22-3	0136-33-2059
鈴川基幹集落センター	虻田郡喜茂別町字鈴川 25	0136-33-6262
喜茂別町克雪管理センター	虻田郡喜茂別町字双葉 24-2	0136-33-6200
御園集落センター	虻田郡喜茂別町字御園 21-10	－
栄地区管理棟	虻田郡喜茂別町字栄 114	－
留産地区管理棟	虻田郡喜茂別町字比羅岡 14	－
武道館	虻田郡喜茂別町字喜茂別 22	－
道の駅望羊中山　（中山峠）	虻田郡喜茂別町字川上 345	0136-33-2671
中山峠観光トイレ管理室	虻田郡喜茂別町字川上 345	0136-33-3345
喜茂別パークゴルフ場	虻田郡喜茂別町字相川	0136-33-3063

２　保育所

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
喜茂別町立保育所	虻田郡喜茂別町字喜茂別 22-3	0136-33-2142

３　学校（小中学校）

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
喜茂別小学校	虻田郡喜茂別町字喜茂別 337	0136-33-2011
喜茂別中学校	虻田郡喜茂別町字喜茂別 258 番地	0136-33-2241
喜茂別町放課後児童クラブ	虻田郡喜茂別町字喜茂別 22-3	0136-33-2191

４　指定地方行政機関

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
北海道開発局 小樽開発建設部	小樽市潮見台 1-15-5	0134-23-5136

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
北海道開発局 小樽開発建設部 倶知安開発事務所	虻田郡倶知安町北 7 条東 1 丁目 4 番地の 9	0136-22-0133
北海道農政事務所	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22	011-330-8800
北海道森林管理局 後志森林管理署	虻田郡倶知安町北 2 条東 2 丁目	0136-22-0145
札幌地方気象台 気象防災部 地域防災推進課	札幌市中央区北 2 条西 18 丁目 2 番地	011-611-6148

5　自衛隊

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
北部方面対舟艇対戦車隊	虻田郡倶知安町字高砂 232-2	0136-22-1195 内線 406・416 当直(240)

6　北海道

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
後志総合振興局地域創生部危機対策室	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1345
教育庁後志教育局	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1976
後志総合振興局 小樽建設管理部	小樽市朝里川温泉 2 丁目 745 番地	0134-54-7670
総合振興局〃内建設管理部真狩出張所	虻田郡真狩村字真狩 117 番地 2	0136-45-2136
後志総合振興局 保健環境部保健福祉室 倶知安保健所	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1914
後志農業改良普及センター	虻田郡倶知安町旭 57-1	0136-22-1072
家畜保健衛生所	北海道虻田郡倶知安町旭 15	0136-22-2010
後志総合振興局 産業振興部 森林室	虻田郡倶知安町南 4 条西 1 丁目 25-1	0136-22-1152

7　警察署

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
倶知安警察署	虻田郡倶知安町南 1 条東 2 丁目	0136-22-0110
倶知安警察署喜茂別交番	虻田郡喜茂別町字喜茂別 290-3	0136-33-2002

8　指定公共機関

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
日本郵便(株) 喜茂別郵便局	虻田郡喜茂別町字喜茂別 120-4	0136-33-2104
日本郵便(株) 鈴川郵便局	虻田郡喜茂別町字鈴川 25-3	0136-33-6024
日本郵便(株) 双葉簡易郵便局	虻田郡喜茂別町字双葉 31	－
ＮＴＴ東日本株式会社 北海道事業部災害対策室	札幌市中央区北 1 条西 4 丁目 2-4	011-212-4466
北海道電力ネットワーク株式会社小樽支店 倶知安ネットワークセンター	虻田郡倶知安町南 1 条西 2 丁目 18	0136-22-0150
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-212-4010

9　その他の公共的団体

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
ようてい農業協同組合 喜茂別支所	虻田郡喜茂別町字喜茂別 22-57	0136-33-2316
喜茂別町商工会	虻田郡喜茂別町字喜茂別 243	0136-33-2329
ようてい森林組合	虻田郡京極町字春日 170	0136-42-2211
喜茂別建設協会（㈱日道建設運輸）	虻田郡喜茂別町字喜茂別 355	0136-33-2629
町社会福祉協議会	虻田郡喜茂別町字喜茂別 15-1	0136-33-3024

10　近隣市町村（後志振興局管内市町村）

名　　称	所　　在　　地	電 話 番 号
小樽市	小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号	0134-32-4111
島牧村	島牧郡島牧村字泊 83－1	0136-75-6211
寿都町	寿都郡寿都町字渡島町 140 番地 1	0136-62-2511
黒松内町	寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1	0136-72-3311
蘭越町	磯谷郡蘭越町 258 番地 5	0136-57-5111
ニセコ町	虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地	0136-44-2121
真狩村	虻田郡真狩村字真狩 118 番地	0136-45-2121
寿都村	虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地	0136-46-3131
京極町	虻田郡京極町字京極 527 番地	0136-42-2111
倶知安町	虻田郡倶知安町北 1 条東 3 丁目 3 番地	0136-22-1121
共和町	岩内郡共和町南幌似 38 番地の 2	0135-73-2011
岩内町	岩内郡岩内町字高台 134 番地 1	0135-62-1011
泊村	古宇郡泊村大字茅沼村臼別 191-7	0135-75-2021
神恵内村	古宇郡神恵内村大字神恵内村 81 番地の 20	0135-76-5011
積丹町	積丹郡積丹町大字美国町時船潤 48 番地	0135-44-2111
古平町	古平郡古平町大字浜町 50 番地	0135-42-2181
仁木町	余市郡仁木町西町 1 丁目 36 番地 1	0135-32-3953

余市町	余市郡余市町朝日町 26 番地	0135-21-2111
赤井川村	余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2	0135-34-6211

○ 資料２　災害対策本部掲示板　　○ 資料３　標　旗

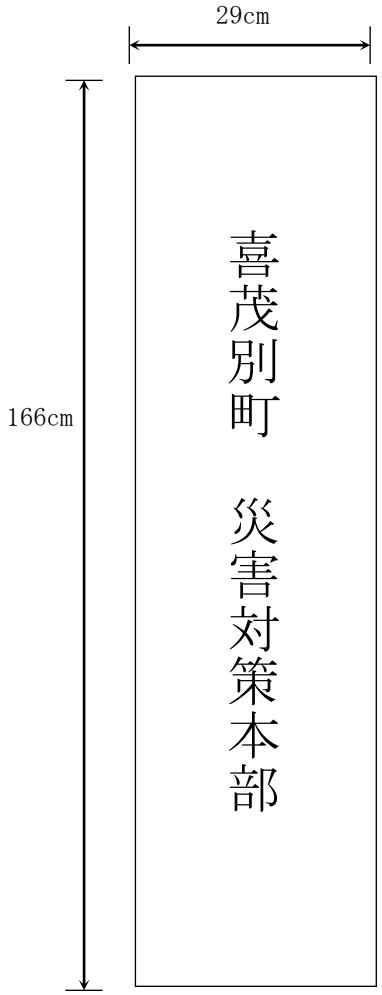

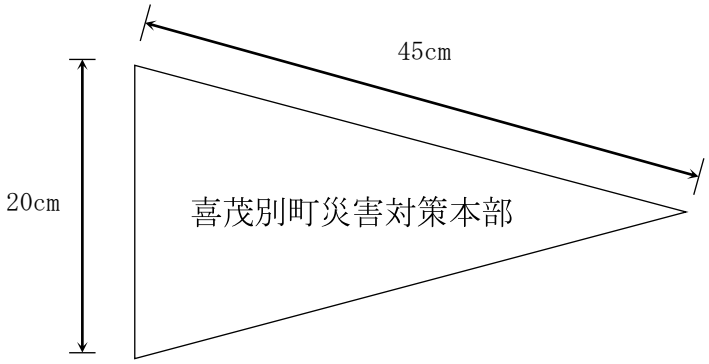

〔 消　　防 〕

○ 資料４　消防組織

（令和５年４月現在）

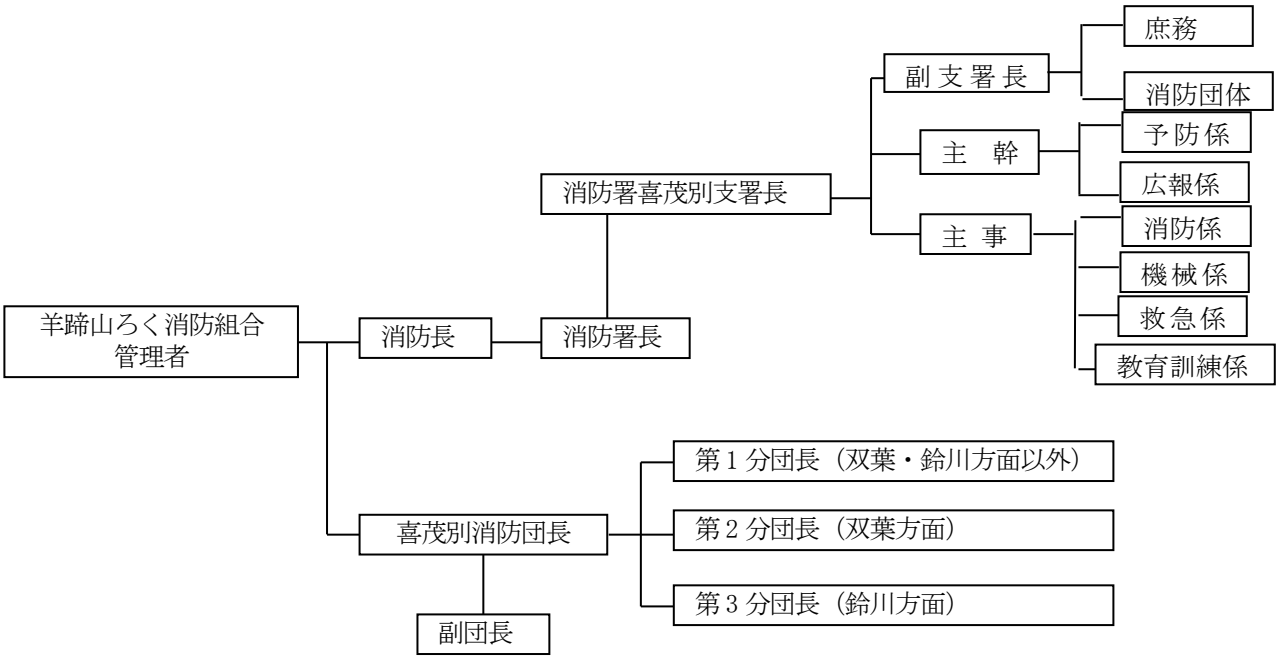

○ 資料５　消防施設の現況

（令和５年４月現在）

※ 消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	１台
	消防ポンプ自動車	１台
	広報車	１台
	小型動力ポンプ付積載車	３台
	救急自動車	１台
※ 水利施設	消 火 栓（単口）	22 基
	防火水槽（40t 以上）	24 箇所
	防火水槽（40t 未満）	1 箇所

○ 資料６　過去の災害の記録

〔 災害履歴・震度階級等 〕 発生年月日	種類	災害事項
昭和 56 年 8 月 3～5 日	水害 台風 12 号 集中豪雨	住宅被害　床下浸水 25 棟 土木被害　道河川決壊 3 箇所　町河川決壊 1 箇所 400 万円 道路決壊 9 箇所 914 万円　橋梁 1 箇所 50 万円 林道決壊 5 箇所 830 万円 冠水　野菜 18 ㌶ 806 万 4 千円、馬鈴薯 21 ㌶ 1092 万円 スイトコーン 21 ㌶ 460 万円、甜菜 60 ㌶ 190 万円、 小豆 40 ㌶ 984 万円、アスパラガス 26 ㌶、水田 4 ㌶ 32 万円、小麦 2 ㌶ 22 万円、南瓜 18 ㌶ 675 万円、 飼料作物 32 ㌶ 768 万円、その他 3 ㌶ 72 万円、農作 物の損害 6930 万 9 千円
昭和 56 年 8 月 21～23 日	水害 台風 15 号 集中豪雨	住宅被害　一部破損 1 棟　床下浸水 66 棟　床上浸水 77 棟、 被害金額 447 万 5 千円 非住宅被害　半壊 2 棟 200 万円 農業被害　農地（畑）90 ㌶ 4 億 6200 万円 農作物（畑）冠水 557 ㌶ 2 億 5681 万 2 千円 農作物（畑）流失 142 ㌶ 1 億 3831 万 4 千円 土木被害　国工事　道路 1 箇所　橋梁 1 箇所 道工事　河川 31 箇所　道路 1 箇所　橋梁 2 箇所 町工事　河川 11 箇所 2 億 9340 万円　道路 16 箇所 4230 万円　橋梁 5 箇所 7920 万円 その他　農業施設 11 箇所 8890 万円 教育施設 1 箇所 150 万円

平成 16 年 9 月 8 日	風害 台風 18 号 暴風	死者　　1 名 住宅被害　一部破損 42 棟 630 万円 非住宅被害　その他 3 棟 660 万円 農業被害　ビニールハウス全壊 2 戸 6 棟 396 万円、一部損壊 23 戸 52 棟 318 万円 倒伏　きぬさや 1 戸 0.1 ㌶ 84 万 3 千円、トマト 2 戸 0.27 ㌶ 140 万 9 千円 農業施設　納屋・車庫 全壊 2 棟 300 万円、半壊・一部 59 棟 885 万円
平成 22 年 8 月 24～31 日	水害 豪雨	土木被害　町工事　道路 4 箇所路面洗掘 394 万 8 千円
平成 23 年 9 月 5～6 日	水害 台風 12 号、13 号 集中豪雨	住宅被害　床下浸水 3 棟 土木被害　国工事　道路 2 箇所損壊 道工事　河川 7 箇所一部決壊 2 億 4485 万円 町工事　道路 6 箇所路面洗掘 農業被害　農地（畑）一部浸水 0.62 ㌶

発生年月日	種類	災害事項
平成 24 年 5 月 4 日	水害 豪雨と融雪	土木被害　国工事　道路 2 箇所(18 日間全面通行止) 中山峠の国道 230 号で喜茂別町での被害発生ではないが物流と観光に被害
平成 24 年 8 月 16 日	水害 大雨	土木被害　町工事　道路 2 箇所路肩崩落 1050 万円
平成 25 年 11 月 8 日	風害 強風	その他　教育施設　1 箇所（立木 1 本）
平成 26 年 4 月 7 日	水害 豪雨と融雪	土木被害　国工事　道路 1 箇所(5 日間全面通行止) 中山峠の国道 230 号で喜茂別町での被害発生ではないが物流と観光に被害
平成 30 年 9 月 6 日～7 日	北海道胆振東部地震	喜茂別町：震度 4 ブラックアウト全世帯

○ 資料７　気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年 3 月 気象庁）

使用にあたっての留意事項

(1)　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2)　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3)　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4)　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5)　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6)　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　　語	意　　味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震 度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが	壁のタイルや窓ガラスが破損、落

震 度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
		移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震 度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震 度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび

	さらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	割れ･亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。

石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

○ 資料８　喜茂別町における大雨警報等の基準

喜茂別町における大雨警報（土砂災害、浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の基準

（札幌管区気象台　令和６年５月２３日変更）

＜大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）・注意報＞

市町村名	土壌雨量指数基準（対象災害：土砂災害）		
	特別警報	警報	注意報
	基準	基準	基準
喜茂別町	２６８	１３８	８４

＜大雨特別警報（浸水害）、大雨警報（浸水害）・注意報＞

市町村名	表面雨量指数基準（対象災害：氾濫型内水氾濫）			
	基準Ⅳ	基準Ⅲ	基準Ⅱ	基準Ⅰ
	基準	基準	基準	基準
喜茂別町	２２	１４	１１	7

（基準Ⅳ：大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準値、基準Ⅲ：大雨警報（浸水害）の表面雨量指数基準を大きく超過した値、基準Ⅱ：大雨警報（浸水害）、基準Ⅰ：大雨注意報）

＜洪水警報・注意報＞

市町村名	流域雨量指数基準（対象災害：外水氾濫）				複合基準（対象災害：浸水型内水氾濫） 左：表面雨量指数、右：流域雨量指数	
	基準Ⅳ	基準Ⅲ	基準Ⅱ	基準Ⅰ	基準Ⅱ	基準Ⅰ
	基準	基準	基準	基準		
尻別川	４２．２	３８．４	３２	２５．６		
喜茂別川	２１．３	１９．４	１６．２	１２．９		６，１０．３
オロウエンシリベツ川	２０．５	１８．６	１５．５	１２．４		

（基準Ⅳ：大雨特別警報（浸水害）の指標に用いる基準値、基準Ⅲ：洪水警報の流域雨量指数基準を大きく超過した値、基準Ⅱ：洪水警報、基準Ⅰ：洪水注意報）

空　欄　基準値の設定なし

※大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指数の値以上となる 1km 格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。

※上記、＜大雨特別警報(土砂災害)、大雨警報(土砂災害)・注意報＞は、最小値を示す。

※上記、＜大雨特別警報(浸水害)、大雨警報(浸水害)・注意報＞は、表面雨量指数基準を用いて氾濫型内水氾濫を起因とした現象を対象とする。＜大雨特別警報(浸水害)、洪水警報・注意報＞は、流域雨量指数基準を用いて外水氾濫を起因とした対象とする。

〔 災害警戒区域 〕

○ 資料９　水防区域

（令和５年４月現在）

水防区域										
連番	水系名	河川名	右・左岸	起　点 地区名	起点位置	終　点 地区名	終点位置	重要水防区域延長	重要度	築堤有・無
1	尻別川	尻別川	右岸	喜茂別	相川橋から0.55Km下流	尻別	尻別橋	3.00Km	B	有
2	尻別川	喜茂別川	右岸	喜茂別	喜茂別川との合流点	喜茂別	喜茂別橋から0.25Km上流	1.05Km	B	有
3	尻別川	オロウェンシリベツ川	左岸	御園	共栄橋から0.46Km下流	御園	共栄橋から0.26Km下流	1.90Km	B	有
4	尻別川	オロウェンシリベツ川	左岸	金山	金山１号橋から0.37Km下流	金山	金山３号橋から0.48Km下流	0.15Km	B	有

○ 資料 10　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

（令和 4 年 6 月現在）

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	喜茂別町字喜茂別	喜茂別喜茂別 1	I-1-418-955	平成 24 年 6 月 22 日	○	○
急斜面地の崩壊	喜茂別町字喜茂別	喜茂別喜茂別 2	I-1-419-956	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
急斜面地の崩壊	喜茂別町字喜茂別	喜茂別喜茂別 3	I-1-420-957	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
急斜面地の崩壊	喜茂別町字喜茂別	喜茂別喜茂別 4	I-1-421-958	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
急傾斜地の崩壊	喜茂別町字喜茂別	喜茂別喜茂別 5	I-1-181-734	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
急傾斜地の崩壊	喜茂別町字喜茂別字伏見	喜茂別喜茂別 6	I-1-422-959	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
急傾斜地の崩壊	喜茂別町字伏見	喜茂別伏見	Ⅱ-1-182-735	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
急傾斜地の崩壊	喜茂別町字栄	喜茂別栄	Ⅱ-1-183-736	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
急傾斜地の崩壊	喜茂別町字福島	喜茂別福島	Ⅱ-1-184-737	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
急傾斜地の崩壊	喜茂別町字金山	喜茂別金山 1	Ⅱ-1-185-738	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
急傾斜地の崩壊	喜茂別町字金山	喜茂別金山 2	Ⅱ-1-186-739	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
土石流	喜茂別町字喜茂別	駅裏沢川	I-15-0230	平成 24 年 6 月 22 日	○	○
土石流	喜茂別町字留産	留産の沢川	I-15-0200	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
土石流	喜茂別町字留産	柳川の沢川	I-15-0210	令和 3 年 3 月 30 日	○	—
土石流	喜茂別町字留産	浄化センターの沢川	I-15-0220	令和 3 年 3 月 30 日	○	—
土石流	喜茂別町字喜茂別	喜茂別 1 の沢川	I-15-0240	令和 3 年 3 月 30 日	○	—
土石流	喜茂別町字喜茂別	墓地の沢川	I-15-0250	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
土石流	喜茂別町字喜茂別	喜茂別 2 の沢川	I-15-0260	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
土石流	喜茂別町字喜茂別字伏見	真照寺の沢川	I-15-0270	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
土石流	喜茂別町字伏見	伏見 1 号の沢川	I-15-0280	令和 3 年 3 月 30 日	○	—
土石流	喜茂別町字伏見	伏見 2 号の沢川	I-15-0290	令和 3 年 3 月 30 日	○	—
土石流	喜茂別町字伏見	伏見 3 号の沢川	I-15-0300	令和 3 年 3 月 30 日	○	—
土石流	喜茂別町字川上	金野の沢川	Ⅱ-15-0310	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
土石流	喜茂別町字福島	遠藤の沢川	Ⅱ-15-0320	令和 3 年 3 月 20 日	○	—
土石流	喜茂別町字福島	福島橋の沢川	Ⅱ-15-0330	令和 3 年 3 月 30 日	○	○
土石流	喜茂別町字尻別	尻別の沢川	Ⅱ-15-0480	令和 3 年 3 月 30 日	○	—

土石流	喜茂別町 字富士見台	富士見台の沢川	I-15-0340	令和3年3月30日	○	―
土石流	喜茂別町 字鈴川	三間の沢川	Ⅱ-15-0350	令和3年3月30日	○	○
土石流	喜茂別町 字鈴川 字中里	中野1号の沢川	Ⅱ-15-0360	令和3年3月30日	○	―
土石流	喜茂別町 字鈴川 字中里	中里2号の沢川	Ⅱ-15-0370	令和3年3月30日	○	―
土石流	喜茂別町 字中里	内海の沢川	Ⅱ-15-0380	令和3年3月30日	○	―
土石流	喜茂別町 字中里	花丘の沢川	Ⅱ-15-0400	令和3年3月30日	○	―
土石流	喜茂別町 字御園	井元の沢川	Ⅱ-15-0410	令和3年3月30日	○	―
土石流	喜茂別町 字金山	製鉄所の沢川	Ⅱ-15-0420	令和3年3月30日	○	―
土石流	喜茂別町 字金山	砕石場の沢川	Ⅱ-15-0430	令和3年3月30日	○	○
土石流	喜茂別町 字金山	金山三号橋の沢川	Ⅱ-15-0440	令和3年3月30日	○	―
土石流	喜茂別町 字金山	佐藤の沢川	Ⅱ-15-0450	令和3年3月30日	○	―
土石流	喜茂別町 字御園	渡辺の沢川	Ⅱ-15-0460	令和3年3月30日	○	○
土石流	喜茂別町 字御園	御園の沢川	Ⅱ-15-0470	令和3年3月30日	○	―
地すべり	喜茂別町 字川上 字福島	喜茂別川	Ⅰ-47-112	令和3年3月30日	○	―
地すべり	喜茂別町 字川上 字福島	喜茂別川(2)	Ⅰ-62-449	令和3年3月30日	○	―
地すべり	喜茂別町 字富士見台 字福丘	鈴川(1)	Ⅰ-63-450	令和3年3月30日	○	―
地すべり	喜茂別町 字富士見台 字福丘 字鈴川	鈴川(2)	Ⅰ-64-451	令和3年3月30日	○	―

○ 資料 11　山地災害危険地区

1　山腹崩壊危険地区

（平成 25 年 4 月現在）

市区町村名	字名	危険地区名	備考
虻田郡喜茂別町	字留産	喜茂別町-山-001	
虻田郡喜茂別町	字留産	喜茂別町-山-002	
虻田郡喜茂別町	字伏見	喜茂別町-山-003	
虻田郡喜茂別町	字伏見	喜茂別町-山-004	
虻田郡喜茂別町	字栄	喜茂別町-山-005	
虻田郡喜茂別町	字栄	喜茂別町-山-006	
虻田郡喜茂別町	字栄	喜茂別町-山-007	
虻田郡喜茂別町	字喜茂別	喜茂別町-山-008	
虻田郡喜茂別町	字鈴川	喜茂別町-山-009	
虻田郡喜茂別町	字中里	喜茂別町-山-010	
虻田郡喜茂別町	字中里	喜茂別町-山-011	
虻田郡喜茂別町	字金山	喜茂別町-山-012	
虻田郡喜茂別町	字栄	喜茂別町-山-013	

2　崩壊土砂流出危険地区

（平成 25 年 4 月現在）

市区町村名	字名	危険地区名	備考
虻田郡喜茂別町	字比羅岡	喜茂別町-崩-001	
虻田郡喜茂別町	字比羅岡	喜茂別町-崩-002	
虻田郡喜茂別町	字留産	喜茂別町-崩-003	
虻田郡喜茂別町	字留産	喜茂別町-崩-004	
虻田郡喜茂別町	字留産	喜茂別町-崩-005	
虻田郡喜茂別町	字留産	喜茂別町-崩-006	
虻田郡喜茂別町	字留産	喜茂別町-崩-007	
虻田郡喜茂別町	字留産	喜茂別町-崩-008	
虻田郡喜茂別町	字留産	喜茂別町-崩-009	
虻田郡喜茂別町	字喜茂別	喜茂別町-崩-010	
虻田郡喜茂別町	字喜茂別	喜茂別町-崩-011	
虻田郡喜茂別町	字喜茂別	喜茂別町-崩-012	
虻田郡喜茂別町	字喜茂別	喜茂別町-崩-013	
虻田郡喜茂別町	字喜茂別	喜茂別町-崩-014	
虻田郡喜茂別町	字伏見	喜茂別町-崩-015	
虻田郡喜茂別町	字伏見	喜茂別町-崩-016	
虻田郡喜茂別町	字伏見	喜茂別町-崩-017	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
虻田郡喜茂別町	字伏見	喜茂別町-崩-018	
虻田郡喜茂別町	字伏見	喜茂別町-崩-019	
虻田郡喜茂別町	字栄	喜茂別町-崩-020	
虻田郡喜茂別町	字栄	喜茂別町-崩-021	
虻田郡喜茂別町	字川上	喜茂別町-崩-022	
虻田郡喜茂別町	字川上	喜茂別町-崩-023	
虻田郡喜茂別町	字福島	喜茂別町-崩-024	
虻田郡喜茂別町	字福島	喜茂別町-崩-025	
虻田郡喜茂別町	字福島	喜茂別町-崩-026	
虻田郡喜茂別町	字栄	喜茂別町-崩-027	
虻田郡喜茂別町	字栄	喜茂別町-崩-028	
虻田郡喜茂別町	字知来別	喜茂別町-崩-029	
虻田郡喜茂別町	字知来別	喜茂別町-崩-030	
虻田郡喜茂別町	字知来別	喜茂別町-崩-031	
虻田郡喜茂別町	字富士見台	喜茂別町-崩-032	
虻田郡喜茂別町	字尻別	喜茂別町-崩-033	
虻田郡喜茂別町	字尻別	喜茂別町-崩-034	
虻田郡喜茂別町	字鈴川	喜茂別町-崩-035	
虻田郡喜茂別町	字鈴川	喜茂別町-崩-036	
虻田郡喜茂別町	字鈴川	喜茂別町-崩-037	
虻田郡喜茂別町	字鈴川	喜茂別町-崩-038	
虻田郡喜茂別町	字鈴川	喜茂別町-崩-039	
虻田郡喜茂別町	字鈴川	喜茂別町-崩-040	
虻田郡喜茂別町	字中里	喜茂別町-崩-041	
虻田郡喜茂別町	字中里	喜茂別町-崩-042	
虻田郡喜茂別町	字中里	喜茂別町-崩-043	
虻田郡喜茂別町	字中里	喜茂別町-崩-044	
虻田郡喜茂別町	字花丘	喜茂別町-崩-045	
虻田郡喜茂別町	字花丘	喜茂別町-崩-046	
虻田郡喜茂別町	字花丘	喜茂別町-崩-047	
虻田郡喜茂別町	字双葉	喜茂別町-崩-048	
虻田郡喜茂別町	字双葉	喜茂別町-崩-049	
虻田郡喜茂別町	字双葉	喜茂別町-崩-050	
虻田郡喜茂別町	字栄	喜茂別町-崩-051	
虻田郡喜茂別町	字花丘	喜茂別町-崩-052	
虻田郡喜茂別町	字金山	喜茂別町-崩-053	
虻田郡喜茂別町	字金山	喜茂別町-崩-054	
虻田郡喜茂別町	字金山	喜茂別町-崩-055	
虻田郡喜茂別町	字御園	喜茂別町-崩-056	
虻田郡喜茂別町	字御園	喜茂別町-崩-057	

市区町村名	字名	危険地区名	備考
虻田郡喜茂別町	字御園	喜茂別町-崩-058	
虻田郡喜茂別町	字福丘	喜茂別町-崩-059	
虻田郡喜茂別町	字福丘	喜茂別町-崩-060	
虻田郡喜茂別町	字福丘	喜茂別町-崩-061	
虻田郡喜茂別町	字尻別	喜茂別町-崩-062	
虻田郡喜茂別町	字尻別	喜茂別町-崩-063	
虻田郡喜茂別町	字尻別	喜茂別町-崩-064	
虻田郡喜茂別町	字比羅岡	喜茂別町-崩-065	
虻田郡喜茂別町	字比羅岡	喜茂別町-崩-066	
虻田郡喜茂別町	字比羅岡	真狩村-崩-056	

○ 資料12　危険物所在一覧

（令和５年４月現在）

危険物取扱者名又は危険物貯蔵施設名	取扱地又は貯蔵地	貯蔵取扱危険物			指定数量の倍数	貯蔵所等の区分
		類　別	品名	最大数量(ℓ)		
菊地砕石工業㈱花丘砕石	喜茂別町字花丘324	第４塁	軽油	9,600	9.6	給油取扱所(自家用)
加森観光㈱機械用	喜茂別町字富士見台142	第４類	ガソリン 軽油	3,840 5,760	24.96	給油取扱所(自家用)
加森観光㈱カート用	喜茂別町字富士見台142	第４類	ガソリン	5,000	25	給油取扱所(自家用)
後志建設工業㈱	喜茂別町字伏美331	第４類	軽油	30,000	30	給油取扱所(自家用)
一達国際ゴルフ倶楽部	喜茂別町字栄166-1	第４類	ガソリン 軽油	1,152 576	6.34	給油取扱所(自家用)
北海建業(㈱石油部	喜茂別町字喜茂別259-3	第４類	ガソリン 灯油 軽油 オイル	10,000 10,000 10,000 2,800	70.46	給油取扱所
北海道エネルギー㈱	喜茂別町字伏見321	第４類	ガソリン 灯油 軽油 オイル	26,000 20,000 10,000 1,500	160.25	給油取扱所
ようてい農協喜茂別給油所	喜茂別町字相川84-13	第４類	ガソリン 軽油	30,000 20,000	170	給油取扱所
北海建業㈱石油部（6051）	喜茂別町字相川84	第４類	灯油 軽油	2,000 1,750	3.75	移動タンク貯蔵所
北海建業㈱石油部（9157）	喜茂別町字相川84	第４類	灯油 軽油	2,200 1,550	3.75	移動タンク貯蔵所
北海道エネルギー㈱（7263）	喜茂別町字伏見321	第４類 第４類	灯油 経由	1,600 2,000	3.6	移動タンク貯蔵所
後志川上砕石㈱	喜茂別町字川上1-1	第４類	軽油	9,500	9.5	一般取扱所
加森観光㈱喜茂別社員寮	喜茂別町字喜茂別22-39	第４類	灯油 Ａ重油	10,000 10,000	15	一般取扱所
大町第２団地エルコート	喜茂別町字喜茂別38-12	第４類	灯油	1.500	1.5	一般取扱所
北海建業(㈱	喜茂別町字相川84	第４類	灯油 軽油	9,600 9,600	19.2	一般取扱所
ワールド交通㈱	喜茂別町字喜茂別252-6	第４類	灯油	10,000	10	一般取扱所
喜茂別町農村環境改善センター	喜茂別町字伏美264	第４類	灯油	1,392	1.4	一般取扱所
クレードル興農㈱喜茂別工場	喜茂別町字喜茂別83	第４類	Ａ重油	10,000	5	地下タンク貯蔵所
喜茂別町農村環境改善センター	喜茂別町字伏見264-4	第４類	灯油	6,000	6	地下タンク貯蔵所
喜茂別町立喜茂別小学校	喜茂別町字喜茂別336	第４類	Ａ重油	5,000	2.5	地下タンク貯蔵所
加森観光㈱リバーウッドクラブハウス	喜茂別町字富士見台142	第４類	Ａ重油	9,600	4.8	地下タンク貯蔵所
喜茂別町立クリニック	喜茂別町字喜茂別13-3	第４類	Ａ重油	10,000	5	地下タンク貯蔵所
ふれあい福祉セン	喜茂別町字喜茂別	第４類	灯油	5,000	5	地下タンク貯蔵所

ター	15-1					
喜茂別町立 喜茂別中学校	喜茂別町字喜茂別 258-1	第４類	Ａ重油	5,000	2.5	地下タンク貯蔵所
中山峠高原ホテル	喜茂別町字川上 345	第４類	Ａ重油	5,000	2.5	地下タンク貯蔵所
喜茂別町旧喜茂別 中学校	喜茂別町字伏見 272-2	第４類	Ａ重油	3,000	1.5	屋内タンク貯蔵所
後志川上砕石㈱	喜茂別町字川上 6-2	第４類	軽油	9,500	9.5	屋外タンク貯蔵所
後志川上砕石㈱	喜茂別町字川上1	第４類	Ａ重油	15,000	7.5	屋外タンク貯蔵所
望羊中山	喜茂別町字川上 345	第４類	Ａ重油	10,000	5	屋外タンク貯蔵所
後志建設工業㈱	喜茂別町字喜茂別 337-1	第４類	シンナー 塗料	1,080 2,304	7.704	屋内ク貯蔵所

（備　考）
1　第４類とは、引火性液体（液体であって、引火の危険性を判断するための政令で定める試験おいて引火性を示すもの）をいう。
2　第１石油類とは、アセトン、ガソリンその他１気圧において引火点が 21 度未満のものをいう。
3　第２石油類とは、灯油、軽油その他１気圧において引火点が 21 度以上 70 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。
4　第３石油類とは、重油、クレオソート油その他１気圧において引火点が 70 度以上 200 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して自治省令で定めるものを除く。
5　第４石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他１気圧において引火点が 200 度以上のものをいい塗料類その他の物品であって、組成を勘案して自治省令で定めるものを除く。

〔　要配慮者施設関係　〕

○ 資料 13　浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表

（令和 4 年 9 月時点）

No	施　設　名	住　所	備　考
1	介護老人福祉施設「きもべつ喜らめきの郷」	字伏見 272-1	福祉避難所
2	社会福祉法人愛和福祉会「愛和の里きもべつ」	字伏見 3-13	福祉避難所
3	グループホーム大町	字喜茂別 1-16	
4	喜茂別町立クリニック	字喜茂別 13-3	
5	ふれあい福祉センター	字喜茂別 15-1	指定避難所

○ 資料 14　土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧表

（令和 7 年 4 月時点）

No	施　設　名	住　所	備　考
1	旧鈴川小学校（体育館を除く。）	字鈴川 42-9	
2	グループホーム大町	字喜茂別 1-16	

〔 物 資 ・ 資 機 材 〕

○ 資料 15　救援備蓄物資一覧

（令和 8 年 2 月現在）

区　分	備品状況
喜茂別町役場	大型発電機３台、分電盤２台、救命胴衣１０個、モバイルバッテッテリー２個、車椅子２台、宿泊職員用食器６人分、ガソリン携行缶２個、灯油ポリタンク２個 灯油ストーブ２個、カセットストーブ７個、カセットコンロ１０個、カセットガス２２本、荷台４台、拡声器１台
農村環境改善センター	毛布５１枚、ヘルメット１個
喜茂別町中学校	ダンボールベット３２個、寝袋７２個、毛布１１０枚、テッシュペーパー２８８個
喜茂別町武道館	毛布４０枚
ふれあい福祉センター	毛布１０枚、ストレッチャー１台、担架１台、吸引機１台、車椅子５台
留産地区管理棟	毛布１０枚、加湿空気清浄機１台
栄防雪管理棟	毛布１０枚、灯油ストーブ１台
喜茂別町克雪管理センター	ポータブル発電機２台、灯油ストーブ２台、毛布２０枚、加湿空気清浄機１台、非常用保存食五目御飯５０食
鈴川基幹集落センター	ポータブル発電機２台、灯油ストープ２台、毛布４２枚、加湿空気清浄機１台、非常用保存食五目御飯５０食、ガソリン携行缶２個、灯油ポリタンク２個 ワンタッチ簡易ベッド３台、コードリール３台、ライト２台、土のう５００枚
御園集落センター	ポータブル発電機１台、灯油ストーブ１台、毛布１０枚
旧鈴川小学校	灯油ストーブ８台
備蓄庫	ヘルメット 217 個、スイートコーン缶 240 食、非常用保存食たまごスープ 1050 食・梅がゆ 200 食・五目ご飯 1000 食・レトルトカレー600 食、スパーバランス 620 食、保存水 500mℓ504 本、ほ乳瓶 37 本、ポータブル発電機 4 台、アルミ軽量車椅子 10 台、避難所用仕切りテント 15 個、ワンタッチテント 31 個、折り畳みベッド 70 個、暖段はこベット 5 個、ダンボールベッド 61 個、石油ストーブ 16 個、カセットコンロ 3 個、カセットガス 48 本、投光器 16 個、ＬＥＤメガライト 10 個、サークルライト 3 個、三脚スタンド 22 個、救急箱 600 個、寝袋 96 個、毛布 398 枚、ユニバーサルトイレ（完全車椅子対応型）1 個、緊急組立て式簡易トイレ 18 個、スケットトイレ用便座 5 個、非常時用排便収納袋 525 枚、消臭ロール 108 個、おしりふき 14760 枚、子供用紙おむつ 804 個、大人用紙おむつ 331 個、女性用スリムガード 1470 個、トイレットペーパー480 個、避難所トイレ開設セット 1 個セット、防護服 79 着、ニトリル手袋 2100 組、マスク 9200 枚、ガソリン携行缶 17 個、灯油用ポリタンク 48 個、軽油用ポリタンク 3 個、水用ポリタンク 15 **個**、大風量セラミックファンヒーター1 個、大型梯子 1 個、クーラーボックス 5 個、ごみ箱 16 個、吸収性土のう 50 枚、かんたんテント 4 個、拡声器 2 台、紙コップ 2500 個、トイレ水 500mℓ1680 本、トイレ水 1.5ℓ132 本、テレビ 1 台

○ 資料16　防災資機材保有状況

（令和７年６月現在）

機　関　名	地区保管場所	資　機　材　名　等
喜茂別町	備蓄倉庫	丸太：５５本（2.7m×６㎝） 土のう（作成済み）：４９個 吸水性土のう袋：５０枚 土のう麻袋：２００枚 防水シート：４枚 角スコップ：１１丁 ツルハシ：１丁 投光器：３５個
	鈴川基幹集落センター	土のう麻袋：５００枚

〔 避　難　所　等 〕

○ 資料 17　避難所等

名　称	所 在 地	避難所種別	屋内（人）	屋外（人）	トイレ	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	スロープ
喜茂別小学校	字喜茂別336	指定避難所	1,751	5,466	○	×	○	○	○
喜茂別中学校	字喜茂別258-1	指定避難所	1,848	7.000	○	×	○	○	○
旧鈴川小学校	字鈴川42-9	指定避難所	537	3.850	○	×	○	×	○
農村環境改善センター ※	字伏見264-4	指定避難所	266	0	○	×	○	○	○
ふれあい福祉センター	字喜茂別15-1	指定避難所	211	0	○	○	○	○	○
留産地区管理等	字比羅岡13-3	指定避難所	30	0	○	×	○	×	×
栄防雪管理等	字栄113-9	指定避難所	25	0	○	×	○	×	×
喜茂別町克雪管理センター	字双葉24-5	指定避難所	84	0	○	×	○	×	×
御園集落センター	字御園21-10	指定避難所	34	0	○	×	○	×	×
鈴川基幹集落センター	字鈴川25-14	指定避難所	148	0	○	×	○	×	×
喜茂別町武道館	字喜茂別26-5	指定避難所	219	0	○	×	○	×	×
道の駅「望羊中山」	字川上345	指定避難所	311	3,645	○	×	○	○	○
地域振興センターみらい ※	字喜茂別293-1	指定避難所	30	0	○	○	○	×	△
きもべつ笑み～な	字喜茂別22-3	指定避難所	499	0	○	○	○	○	○
喜茂別町役場庁舎 ※	字喜茂別123	指定避難所	25	0	○	×	○	×	×
喜茂別小学校グラウンド	字喜茂別336	指定緊急避難場所	0	5,466	×	×	×	×	×
喜茂別中学校グラウンド	字喜茂別258-1	指定緊急避難場所	0	7,000	×	×	×	×	×
旧鈴川小学校グラウンド	字鈴川42-9	指定緊急避難場所	0	3,850	×	×	×	×	×
道の駅「望羊中山」駐車場	字川上345	指定緊急避難場所	0	3,645	○	×	×	×	×
旧羊蹄小学校グラウンド	字比羅岡14	指定緊急避難場所	0	1,380	×	×	×	×	×
大町ちびっこ広場	字喜茂別22-26	指定緊急避難場所	0	1,750	×	×	×	×	×
あさひ遊園地	字喜茂別355-23	指定緊急避難場所	0	750	×	×	×	×	×
喜茂別町民公園	字喜茂別306-3	指定緊急避難場所	0	3,000	○	×	×	×	×
郷の駅「ホッときもべつ」駐車場	字喜茂別306-3	指定緊急避難場所	0	300	○	×	×	○	○
介護老人福祉施設きもべつ「喜らめきの郷」※	字伏見272-1	福祉避難所	100	0	○	○	○	○	○
社会福祉法人愛和福祉会「愛和の里きもべつ」	字伏見3-13	福祉避難所	100	0	○	○	○	○	○

※洪水時は、２階に垂直避難　　（令和７年４月１日現在）

指定避難所等の対象とする異常な現象の種類

名　称	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
喜茂別小学校	○	○		○		○	○	○
喜茂別小学校グラウンド	○	○		○		○	○	○
喜茂別中学校	○	○		○		○	○	○
喜茂別中学校グラウンド	○	○		○		○	○	○
旧鈴川小学校						○		○
旧鈴川小学校グラウンド						○		
農村環境改善センター		○		○		○		○
ふれあい福祉センター		○		○		○		○
留産地区管理棟	○	○		○		○	○	○
栄防雪管理棟	○	○		○		○	○	○
喜茂別町克雪管理センター	○	○		○		○	○	○
御園集落センター	○	○		○		○	○	○
鈴川基幹集落センター						○		○
旧羊蹄小学校グラウンド	○	○		○		○	○	○
喜茂別町武道館	○			○		○	○	○
大町ちびっこ広場	○	○		○		○	○	○
あさひ遊園地		○		○		○		○
道の駅「望羊中山」	○	○		○		○	○	○
道の駅「望羊中山」駐車場	○	○		○		○	○	○
喜茂別笑み～な	○	○		○		○	○	○
喜茂別町役場	○	○		○		○	○	○
喜茂別町民公園				○		○		
郷の駅「ホッとさもべつ」駐車場	○			○		○		
地域振興センターみらい	○	○		○		○		○

○ 資料 18　感染症対策を考慮した避難所レイアウト

感染症対策を考慮した避難所における事前受付のレイアウト

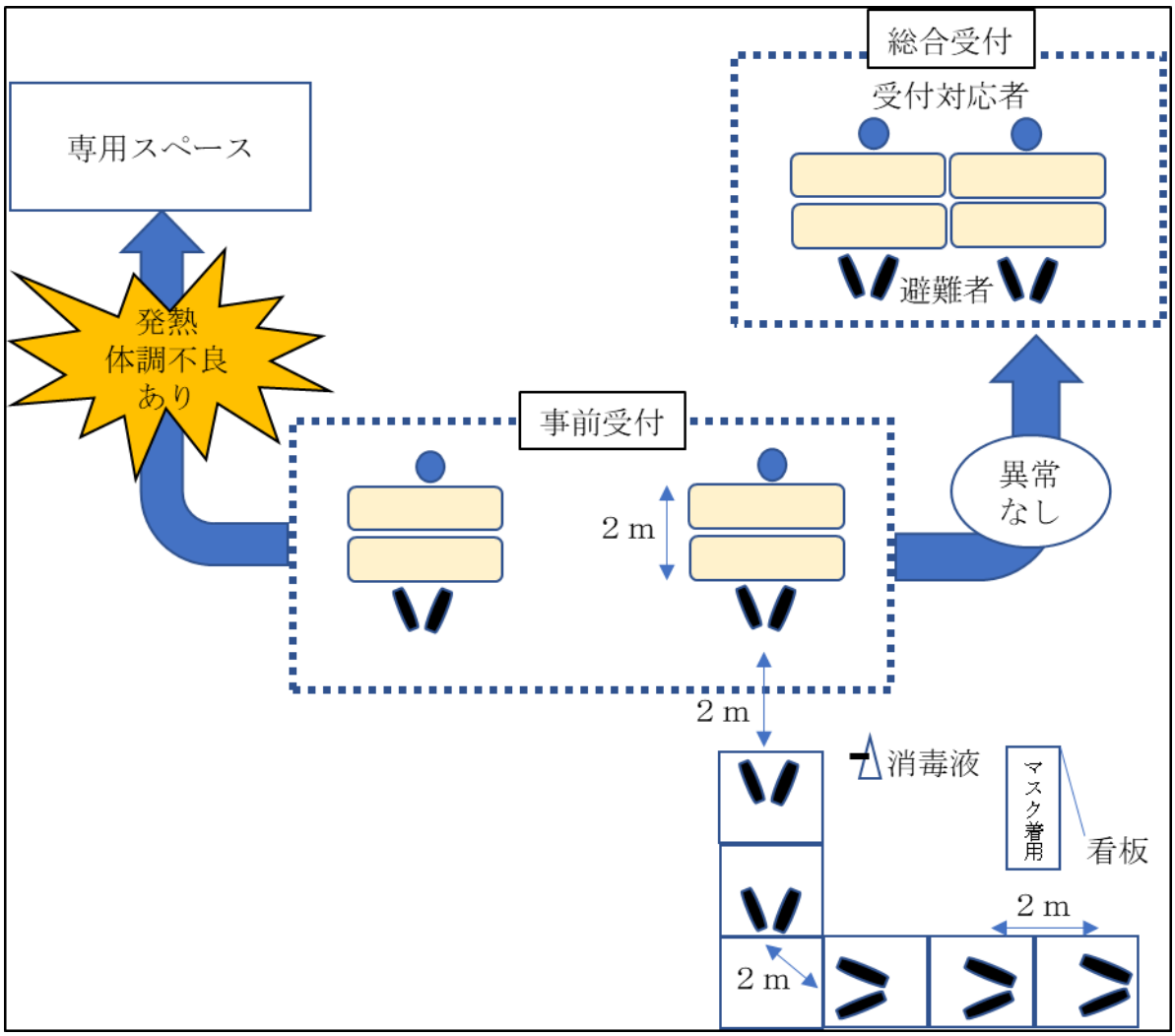

〔 通 信 ・ 輸 送 〕

○ 資料 19　緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号　　年　　月　　日
緊急通行車両確認証明書
知　　事　㊞
公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途
（緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>（　　）　　局</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">輸送日時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">輸送経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 20　緊急通行車両標章

1　色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 21　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

（趣旨）

第１条　この要領は、北海道防災救急ヘリコプター運航要綱第 8 条・北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 4 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

（手続）

第２条　救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1)　依頼病院等

ア　依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部防災消防課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。

この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ　依頼病院等は、航空室に連絡した後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ　依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2)　市町村等

ア　市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係支庁にその旨を連絡するものとする。

なお、防災救急ヘリコプターが運航する場合にあっては、所轄警察署へその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ　市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ　市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。

エ　市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3)　航空室

ア　航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係支庁にその旨を連絡するものとする。

ウ　航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第３条　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第２航空団司令部及び第１管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第１号によりファクシミリを使用して行うものとする。

２　航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第４条　医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として１名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第２号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

（ヘリポート一覧）

第６条　ヘリポートは、次の一覧とする。

ＧＰＳ番号	名称	防災ヘリ	夏	冬	散水	管理者	連絡先	所在地	座標
5801	中山峠グラウンド	×	○	×	要	喜茂別町役場	0136-33-2211	喜茂別町字上川	4252 1410
5801	中山峠除雪ステーション	×	○	○	不要	小樽開発建設部倶知安開発事務局	0136-22-0133	喜茂別町字上川	4252 1410
5804	尻別除雪ステーション	×	○	○	不要	小樽開発建設部倶知安開発事務局	0136-22-0133	喜茂別町字尻別 11-5-5	4246 1405
5805	農村環境改善センター	×	○	○	不要	喜茂別町役場	0136-33-2211	喜茂別町字伏見 264-4	4247 1405
5806	喜茂別小学校グラウンド	○ 夏季	○	×	要	喜茂別小学校	0136-33-2011	喜茂別町字喜茂別 337	4247 1405
5807	喜茂別町営球場	○ 夏季	○	×	不要	喜茂別町役場	0136-33-2211	喜茂別町字相川	4247 1405
5808	旧鈴川小学校グラウンド	○ 夏季	○	×	要	喜茂別町役場	0136-33-2211	喜茂別町字鈴川 42-9	4246 1405

附　則

この要領は、平成８年７月１日から施行する。

〔 応 急 ・ 復 旧 〕

○ 資料 22　被害状況判定基準

被害区分		判　断　基　準
①人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 なお、死者の計上場所については、下記のとおりとする。 (1) 被災地が確定又は推定できる場合 被災市町村で計上 (2) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、下記（4）の場合を除く。） 死体発見場所で計上 (3) 被災地も死体発見場所も不明な場合 死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上 (4) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認めれる市町村で計上
	災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。 なお、行方不明者の計上場所については、下記のとおりとする。 (1) 被災地が確定又は推定できる場合 被災地で計上 (2) 被災地が不明な場合 被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場合。以下同じ。）で計上 (3) 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害発生場所と関係のない場所であった場合 勤務地、出張先若しくは旅行先等を勘案し、適当と認められる市町村
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。 (1) 負傷者の取扱いについて 原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。 ア　家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの イ　当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第８条の規定に基づき災害障害見舞金の支給を受けたもの
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。
②住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の

被害区分		判　断　基　準
		７０％以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1㎜以下にあっては2㎝、粒径0.25㎜以下の土砂にあっては5㎝以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上) 作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない) 草地畜産物等をいう。

被害区分		判　断　基　準
⑤土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第２条第３項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とる程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第２条第２項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第２条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第２条第５項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第３１条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。 (2)
⑧衛	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　断　基　準
生被害	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商　業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工　業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立学校施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児) 福祉施設、知的障がい者 (児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商　業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空　港	空港法第４条第１項第５号及び第５条第１項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。
り災世帯数(世帯)		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者数(人)		り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火による場合のみ報告する。

○ 資料 23　「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

<table>
<tr><th></th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>目　　的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>制度の対象となる自然災害</td><td>(1) 対象となる自然災害
①災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
②10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
③100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
④5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害
(2) 支援対象世帯
・住宅が全壊した世帯
・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支 給 条 件</td><td>(1) 対象となる自然災害
下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。
<table>
<tr><th></th><th>合　計</th><th colspan="2"></th></tr>
<tr><th></th><th></th><th>①～④</th><th>⑤～⑧</th></tr>
<tr><td>複数（2 人以上）世帯</td><td>300 万円</td><td>100 万円</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td>単数（1 人）世帯</td><td>225 万円</td><td>75 万円</td><td>150 万円</td></tr>
</table>
①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
③住居の移転費又は移転のための交通費
④住宅を賃借する場合の礼金
⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50 万円が限度）
⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費
⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費
（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100 万円が限度）
（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で 70 万円を限度に支給
（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の 1/2
(2) 支給に係るその他の要件
<table>
<tr><th rowspan="2">年収等の要件</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr>
<tr><th>複数世帯</th><th>単数世帯</th></tr>
<tr><td>（年収）≦500 万円の世帯</td><td>300 万円</td><td>225 万円</td></tr>
<tr><td>500 万円＜（年収）≦700 万円の世帯</td><td>75 万円</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>700 万円＜（年収）≦800 万円の世帯
かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯</td><td>150 万円</td><td>112.5 万円</td></tr>
</table>
（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障がい者、1 級の精神障がい者、1，2 級の身体障がい者などを構成員に含む世帯</td></tr>
<tr><td>補助金の交付</td><td>被災者生活再建支援法人が支給する支援金の 2 分の 1 に相当する額を国が補助</td></tr>
</table>

〔 条 例 ・ 協 定 等 〕

○ 資料 24　喜茂別町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 27 日 条例第 18 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき喜茂別町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　喜茂別町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は、喜茂別町長をもつて充てる。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長は、事故があるときはあらかじめその指命する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(2)　北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(3)　北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者

(4)　喜茂別町を災害派遣区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する自衛官

(5)　町長がその部内の職員のうちから指名する者

(6)　教育長

(7)　消防支署長及び消防団長

(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命するもの

(9)　その他町長が必要と認める者

6　前項各号に定める委員の定数は第 1 号 1 人、第 2 号 2 人、第 3 号 1 人、第 4 号 1 人、第 5 号 3 人及び第 8 号 2 人とする。

7　第 5 項第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8　前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条　防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、喜茂別町の職員、関係指定公共機関の職員、及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

（議事等）

第 5 条　前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。

附　則（平成 12 年条例第 3 号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年条例第 25 号)

附　則(令和 5 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 25　喜茂別町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 27 日 条例第 7 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、喜茂別町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所班の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

（班）

第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2　班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

（雑則）

第 4 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 37 年 12 月 1 日から施行する。

附　則(平成 24 年条例第 26 号)

附　則(令和 5 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 26　災害時における協定一覧

協定締結事業者等一覧

令和７年５月現在

	協定書名（締結月日）	協定先	協定内容
1	喜茂別町における災害時の協力体制に関する実施協定(平成18年12月1日)	喜茂別建設協会(締結時12社)	・情報連絡と協力体制及び資機材保有状況報告と応援
2	災害発生時における喜茂別郵便局と喜茂別町の協定に関する協定(平成26年3月7日)	喜茂別町内郵便局	・郵便局ネットワークの活用、被災者の避難先及び避難者リスト等の情報提供、緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供
3	災害時における物資の供給に関する協定書(平成29年7月26日)	㈱セブン・イレブン・ジャパン	・北海道内の被災市町村等から物資の供給要請がある時、供給・製造の可能な範囲内で物資の供給
4	災害時における物資の供給に関する協定書(平成20年12月1日)	㈱ローソン	
5	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書(平成23年7月6日)	北海道コカコーラ・ボトリング㈱	・災害情報を電光掲示板で提供と飲料の無償提供 ◎設置場所 Aマートようてい喜茂別店前１台 望羊中山道の駅トイレ　１台 ふれあい福祉センター　１台
6	災害時における喜茂別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定(平成23年7月22日)	北海道エルピーガス災害対策協議会	・LPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供、応急措置と復旧工事、簡易コンロ等の手配、撤去等の安全対策
7	まちづくり支援協定書(平成25年3月6日)	テルウェル東日本㈱	・Wi-Fiの環境の提供と平常時の観光情報、災害時の被災情報等の伝達災害情報と飲料水の無償提供 ◎設置場所 役場庁舎入口1台 郷の駅　1台
8	災害時協定協定書(平成25年8月)	北海道電気保安協会	・自然災害や重大事故が発生した場合、公共施設の電力復旧に必要な調査等の応急対策活動や復旧工事の監督･指導
9	大規模災害時における相互協力に関する基本協定(令和4年1月14日)	北海道電力ネットワーク(㈱)	・大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合、相互に協力を行う。
10	災害時におけるレンタカー車両の優先賃貸に関する協定書(令和4年4月20日)	トヨタレンタリース新札幌㈱	・大規模停電発生時、停電応急対策業務で使用する車両を借り受ける。
11	災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅) の建設に関する協定書(令和4年4月20日)	一般社団法人日本ムービングハウス協会	・災害時の応急仮設住宅の建設に関して協力を受ける。
12	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書(令和5年7月10日)	小樽地方石油業協同組合	・災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合、必要な燃料供給を受ける。
13	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書(令和5年8月25日)	喜茂別町社会福祉協議会	・災害が発生した場合、被災者の効果的な支援を行うための災害ボランティアセンターの設置・運営
14	大規模災害時における相互協力に関する基本協定(令和6年2月22日)	ＮＴＴ東日本電話㈱ 北海道事業部	・大規模災害等が発生又は発生するおそれがある場合、相互に協力を行う。
15	災害時等における積載型トラッククレーンの支援に関する協定書(令和6年5月10日)	有限会社三野農機	・災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合、更に防災訓練時に積載型トラッククレーンの提供を受ける。
16	災害時等における事業用自動車の利用に関する協定書（令和6年9月6日予定）	ワールド交通株式会社	・災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合、避難者を事業用自動車により避難所に安全かつ迅速に避難又は一時的な避難場所として事業用自動車を利用する。
17	災害時等における積載形トラッククレーンの支援に関する協定書(令和7年5月13日)	富士見自動車工業	・災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合、更に防災訓練時に積載型トラッククレーンの提供を受ける。

○ 資料 27　北海道消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第 1 条　この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第 2 条　この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

（応援要請等）

第 3 条　災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

(1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合

(2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2　応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種類

(2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

(3) 災害発生現場の気象状況

(4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法

(5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第 4 条　知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2　知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第 5 条　前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第 6 条　第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第 7 条　この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（その他）

第 8 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが

協議して決定するものとする。

附　則

この協定は、平成８年７月１日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

平成８年６月25日

北海道知事

札幌市長　　他　72団体

○ 資料 28　災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条　この協定は、道内におけて災害対策基本法（昭和 36 年法律大 223 号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第 67 条第 1 項及び第 68 条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法大 86 条の８第１項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）にを円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（応援の種類）

第 2 条　応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害応急対策に従事する職員の派遣

(2) 災害応急対策に必要な車両、船舶、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん

(3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び提供並びにあっせん

(4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ

(5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条　応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条　道は、市町村の処理する防災又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条　道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第 6 条　応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 第 1 要請　被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援の要請

(2) 第 2 要請　被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援の要請

(3) 第 3 要請　被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第 7 条　被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 職員の種別人員

(3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
(4) 資機材及び物資等の品名、数量等
(5) 受入れを求める被災住民の人数等
(6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
(7)応援等の期間
(8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
3 前 2 項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第 1 要請及び第 2 要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)
第 8 条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。
2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。
3 前 2 項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)
第 9 条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。
2 自主応援については、第 7 条第 1 項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。
3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)
第 10 条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。
(その他)
第 11 条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第 42 条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律大 35 条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。
2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。附 則
この協定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。
平成 20 年 6 月 10 日に締結された協定は、これを廃止する。
この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

北海道町村会
北海道町村会長

別　表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩 振興局	石狩振興局管内の市町村	宗谷総合 振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
渡島総合 振興局	渡島総合振興局管内の市町	オホーツク総合 振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
檜山 振興局	檜山振興局管内の町	胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
後志総合 振興局	後志総合振興局管内の市町村	日高 振興局	日高振興局管内の町
空知総合 振興局	空知総合振興局管内の市町	十勝総合 振興局	十勝総合振興局管内の市町村
上川総合 振興局	上川総合振興局管内の市町村	釧路総合 振興局	釧路総合振興局管内の市町村
留萌 振興局	留萌振興局管内の市町村	根室振興局	根室振興局管内の市町

連　絡　系　統　図

第１要請（同一の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

≪Ａ地域≫

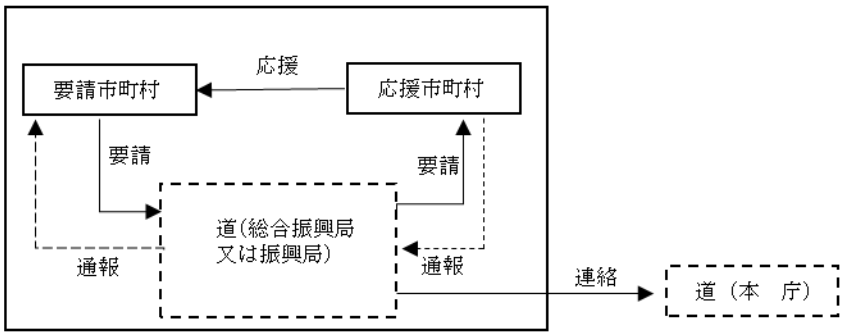

(注)総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第２要請（他の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請）

≪Ａ地域≫　　≪Ｂ地域≫

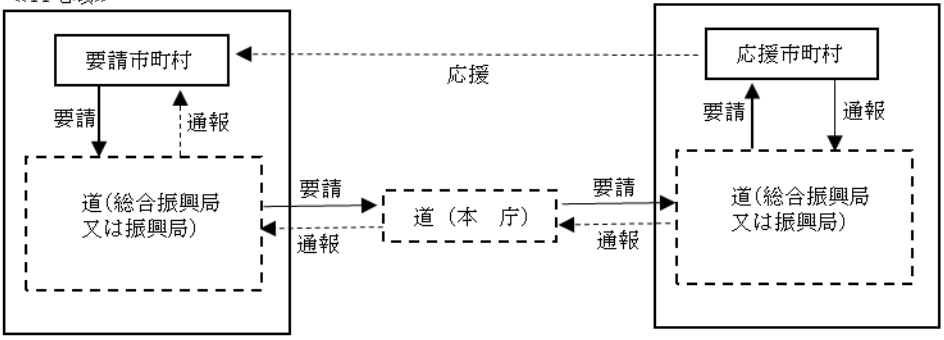

(注)総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第３要請（道への要請）

≪Ａ地域≫

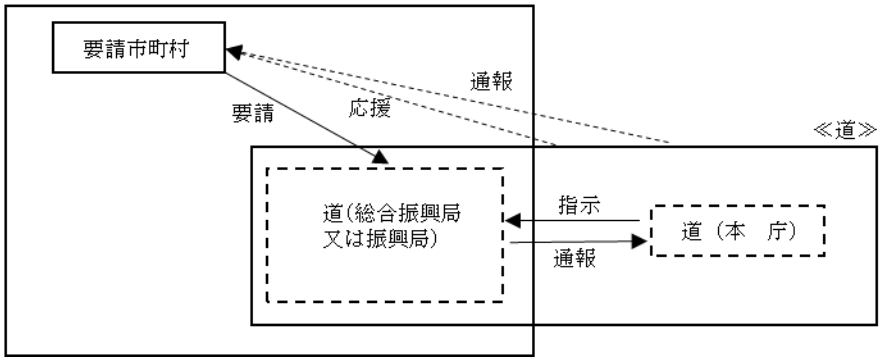

○ 資料 29　北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条　この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条　この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2　地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3　地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4　総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条　この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援　消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空支援　回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条　市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条　応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア　第 1 要請　当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ　第 2 要請　当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ　第 3 要請　当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2　陸上応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特

に必要と認めた場合は、この限りでない。

3　前項の陸上応援要請のうち、第 2 要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第 3 要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第 7 条の 2　地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2　前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第 8 条　前 2 条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2　応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第 7 条第 3 項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第 9 条　応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第 10 条　陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2　航空応援に要する応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3　応援側の長は、前 2 項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第 11 条　応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2　前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第 13 条　この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附　則

この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　（平成 6 年 7 月 25 日締結）

この協定は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

別　表

（平成 25 年 12 月末現在）

地域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、桧山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野広域連合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

○ 資料 30　北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、喜茂別町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第 1 条　この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2　この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第 3 条　乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第 4 条　甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

(1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合

(2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合

(3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2　甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第 5 条　前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 土木施設等の被害状況の把握

(2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）

(3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第 6 条　乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適当な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第 7 条　甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第 8 条　この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第 9 条　この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第 10 条　この申合せは、平成 22 年 5 月 31 日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲　北海道開発局長

乙　喜茂別町長

○ 資料 31　開町百年記念喜茂別町防災基本条例

○開町百年記念喜茂別町防災基本条例
平成２８年９月２０日
条例第２２号
目次
前文
第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　自助（第５条・第６条）
第３章　共助（第７条―第９条）
第４章　公助
第１節　基本方針（第１０条―第１２条）
第２節　協働による災害対策の推進（第１３条―第１８条）
第３節　災害に強いまちづくりの推進（第１９条―第２８条）
第５章　雑則（第２９条）
附則
本町では、昭和５６年の台風１２号及び１５号や平成１６年の台風１８号など、町民の生命や財産に大きな被害をもたらした災害が発生しました。また、平成２３年３月に発生した東日本大震災、平成２８年４月に発生した熊本地震は、多くの尊い生命と財産を一瞬にして奪い、人々の生活に甚大な被害をもたらし、想定を超える未曾有の被害が発生し、行政による災害対応が明らかになる一方で、地域社会による助け合いの重要性が改めて認識されました。
これらの大規模な自然災害に対しては、ハード面を整備することで災害を防ぐ「防災」のみならず、災害による被害を軽減する「減災」にむけた取組が重要視されています。
大規模な災害は一度に甚大な被害をもたらすため、公的機関による「公助」には限界があり、自らのことは自らが守るという「自助」や地域において助け合いお互いを守る「共助」がいかに大切であるかということが改めて教訓として見直されています。また、泊原子力発電所が災害等により被害を受けた際には、内陸部に位置することや国道２３０号及び２７６号等の交通の便の良い立地条件を活かして、喜茂別町が他の地方公共団体の支援のための拠点としての役割を担っていく必要があります。
それらを実現するためには、地域社会における防災活動の基盤となる人と人との繋がりを大切にし、地域コミュニティの維持及び発展に取り組んでいかなければなりません。
地域において災害の経験や教訓を次世代に継承し、常日頃から防災や減災について学び、準備し、そしていざというときには防災及び減災行動をとることができるような文化的風土を作っていくことが大切です。
この「防災・減災文化」が地域に定着することによって、全ての人が安心して安全に暮らすことができるよう、災害に強い喜茂別のまちの実現を目指し、この条例を制定します。
第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、災害対策に関する町民、事業者及び喜茂別町（以下「町」という。）の責務を明らかにするとともに、それぞれが個別に又は連携・協働して推進する災害対策の基本事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、被害を最小限にとどめ、もって町民が安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちを実現することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、雪崩、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
（２）　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
（３）　自主防災組織　町内会、地区会等（以下「町内会等」という。）を単位として、自主的に結成された防災組織をいう。
（４）　要配慮者　高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者をいう。
（５）　避難行動要支援者　要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
（６）　町民　町内に住所を有する者及び居住する者をいう。
（７）　事業者　町内で事業活動を行う個人、法人その他団体をいう。
（８）　原子力災害　原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる災害をいう。
（９）　代替オフサイトセンター　原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（平成２８年府政原防１３４号）第３条の規定に基づき指定された施設をいう。
（基本理念）
第３条　全ての町民、事業者及び町は、災害に備える責務があり、自らの安全は自らが守ることを基本とする。さらに、それぞれが連携を図り、災害が発生した場合における被害を軽減するため、次に掲げる理念に基づき、災害対策の充実及び強化に努める。
（１）　自らのことは自らが守る自助の理念
（２）　地域において助け合いお互いを守る共助の理念
（３）　町が町民及び事業者を災害から守る公助の理念
（地域防災計画への反映）
第４条　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第１６条第１項の規定により設置した喜茂別町防災会議は、法第４２条第１項の規定により作成した喜茂別町地域防災計画を修正するにあたっては、前条に規定する基本理念を反映させなければならない。
第２章　自助
（町民の自助）

第５条　町民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
（１）　自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
（２）　出火の防止のための措置を講ずること。
（３）　災害時の初期対応に必要な用具の準備を行うこと。
（４）　災害時に必要な飲料水、食料等及び災害時に自らが必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
（５）　避難場所及び避難方法を確認すること。
（６）　災害時の家族等との連絡先、連絡方法及び集合場所を確認すること。
（７）　災害に関する情報を取得すること。
（８）　町が実施する防災に関する訓練及び研修に積極的かつ継続的に参加すること。
（９）　前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項。
２　町民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、当該災害に関する情報に留意し、必要と判断したときは、自主的に避難するとともに、町から避難勧告若しくは避難指示の発令があったときは、速やかにこれに応じて行動するものとする。
（事業者の自助）
第６条　事業者は、従業員及び顧客（以下「従業員等」という。）の安全の確保のため、次に掲げる事項について、災害に備えるよう努めなければならない。
（１）　事業活動で使用する建築物その他の工作物の安全の確保を図ること。
（２）　事業活動で使用する物品等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。
（３）　出火の防止のための措置を講ずること。
（４）　災害時に必要な飲料水、食料等及び災害時に従業員等が必要とする物資の備蓄又は確保を図ること。
（５）　避難経路、避難場所及び避難方法についての確認及び従業員等への周知を行うこと。
（６）　災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等への周知を行うこと。
（７）　前各号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項。
第３章　共助
（町民の共助）
第７条　町民は、地域社会の一員として、互いの生命、身体財産を災害から守るため、自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
（自主防災組織の共助）
第８条　自主防災組織は、町民、消防団、事業者等と協力し、地域における防災活動を実施するとともに、地域住民の安全確保に努めなければならない。
（事業者による共助）
第９条　事業者は、町民及び自主防災組織と連携し、地域における防災活動に協力するよう努めなければならない。
第４章　公助
第１節　基本方針
（基本方針）
第１０条　町は、第３条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、災害対策を推進するものとする。
（１）　町民及び事業者との協働により、災害対策を推進すること。
（２）　災害時の備えを中心とした災害に強いまちづくりを推進すること。
（３）　町の地域特性に応じた災害対策を推進すること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、日常の災害対策に関し必要な事項。
（町の責務）
第１１条　町は、法第５条の規定に基づき、災害の予防、災害が発生した際の応急対策及び災害の復旧に関する必要な対策（以下「災害対策事業」という。）を推進することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、安全を確保しなければならない。
２　町は、防災及び災害対策のため、国、北海道、他の地方公共団体及び関係機関との連携協力に努めなければならない。
３　町は、災害対策事業を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
（町の職員の責務）
第１２条　町の職員は、町民の安全な生活を確保するため、防災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。
第２節　協働による災害対策の推進
（自主防災組織の育成及び支援）
第１３条　町は、町民、町内会等、自主防災組織その他防災に関する活動を行う団体が地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）を推進するため、積極的に支援及び協力を行うものとする。
２　町内会等、自主防災組織、消防団その他防災に関する活動を行う団体及び民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）に規定する民生委員（以下「民生委員」という。）は、災害時の対応を円滑に行うため、平常時から連携を図るように努めるものとする。
（避難行動要支援者への支援）
第１４条　町は、避難行動要支援者に配慮し、避難所のバリアフリー化、物資の備蓄その他の支援対策を行うものとする。
２　町内会等、自主防災組織、消防団及び民生委員は、相互に協力して避難行動要支援者の支援に努めるものとする。
３　避難行動要支援者は、自らの住まいの安全の確保に努めるとともに、避難の支援を受けるために必要な情報の提供、福祉関係者等との関係づくりに努めるものとする。
４　町は、避難行動要支援者への支援を促進するため、法第４９条の１１第２項の規定に基づき、法第４９条の１０第１項に規定する避難行動要支援者として地域防災計画で定める者の名簿又は当該名簿に記載し、若しくは記録された情報（以下「名簿情報」という。）を避難支援等関係者に対し提供するものとする。
５　前項の規定により、名簿情報の提供を受けた者は、避難行動要支援者の支援を円滑に行うための整備に努め、当該名簿情報を適正に管理するとともに、正当な理由なく避難行動要支援者に関して知り得た秘密を

漏らしてはならない。
（知識の普及）
第１５条　町は、防災に関する知識の普及を積極的に推進するとともに、防災教育の充実を図り、町民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。
２　町民、町内会等及び自主防災組織は、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へと引き継ぐよう努めるものとする。
（防災訓練の実施）
第１６条　町は、国、北海道及び関連機関と連携を図り、防災訓練を実施するよう努めなければならない。
（情報収集及び伝達）
第１７条　町は、危険個所、避難場所等その他災害対策に係る施設等を表示した地図を作成し、災害対策に関する情報を町民に提供しなければならない。
２　町は、災害発生時等における情報を早急かつ正確に把握し、町民が避難場所等においてこれらの情報を入手できる体制を整備しなければならない。
３　町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、その状況について総合的かつ合理的な判断を行い、必要と認めるときは、迅速かつ的確に町民及び事業者に対して避難のための準備情報を発し、避難を勧告若しくは指示しなければならない。
４　町は、前項の規定により避難のための準備情報の発信、避難の勧告若しくは避難の指示をしたときは、速やかにこれらに係る情報及び避難に役立つと認められる情報を、喜茂別町情報通信基盤施設を用いたIP告知端末その他方法により町民及び事業者に伝達しなければならない。
（ボランティア活動への支援）
第１８条　町は、町内の社会福祉法人等と連携し、災害が発生した場合において、ボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点及び物資の提供その他必要な支援並びに連絡調整を行う体制の確立に努めなければならない。
第３節　災害に強いまちづくりの推進
（応急医療体制の整備）
第１９条　町は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備するとともに、災害時においては、医療機関と連携協力し、負傷者の救護に当たらなければならない。
（積雪寒冷期における防災対策の推進）
第２０条　町は、豪雪地帯という本町の地域特性に応じ、北海道及び防災関係機関と連携し、積雪又は融雪による災害への対策を推進するための体制の整備を図るとともに、積雪寒冷期における適切な情報の提供、避難路及び避難場の確保等の対策を進めるものとする。
（物資の計画的な備蓄等）
第２１条　町は、災害発生時に備え、必要な物資及び資器材を計画的に備蓄し、整備し、及び点検し、並びに必要な避難所等に配備するとともに、災害時における円滑な運搬及び配給の体制を確立するよう努めなければならない。
（応急対策を行うための体制の確立）
第２２条　町は、災害時においては、直ちに法第２３条の２第１項の規定により設置する災害対策本部を中心とする応急対策を行うための体制を確立しなければならない。
（避難所の開設）
第２３条　町は、災害時において被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、運営しなければならない。
２　町は、災害発生時等において避難所の運営に当たっては、自主防災組織、ボランティア等と連携し、要配慮者、女性及び子どもに配慮するよう努めなければならない。
（設備又は設備の復旧）
第２４条　町は、災害により電気、通信、交通その他の町民の生命又は社会生活維持に必要な施設又は設備が被災したときは、施設又は設備の提供者に対し、速やかな復旧を要請するとともに、的確な情報提供を行うよう求めるものとする。
（復旧の促進）
第２５条　町は、町内に甚大な災害が発生したときは、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力し、早期の復旧に努めなければならない。
（協定の締結）
第２６条　町は、これまで締結した災害時における他の地方公共団体や公共的団体、事業者等との協定を遵守するとともに、協力の要請を迅速かつ円滑に行えるよう、あらかじめ防災に係る協定の締結に努め、必要な体制を整備するものとする。
（他の地方公共団体への支援）
第２７条　町は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生したときは、相互協力の理念に基づき必要な支援を行うよう努め、その範囲は近隣町村に限らず広域に支援し初期段階の対応の強化に努めるものとする。
（原子力災害対策）
第２８条　町は、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１０条に基づく通報及び同法１５条に基づく指示があったときは、町民等に対し的確な情報提供をしなければならない。
２　町は、代替オフサイトセンターの運用が必要な場合は、速やかに運営に協力し、被災を最小限に止めるよう努めるものとする。
３　町は、国道２３０号及び２７６号が交差する立地条件を考慮し、北海道開発局及び北海道と連携し、広域避難が円滑に遂行されるよう努めなければならない。
４　町民及び事業者は、自動車の使用の自粛等により広域避難に協力するよう努めなければならない。
第５章　雑則
（委任）
第２９条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
（施行期日）
この条例は、公布の日から施行する。

〔 様　　式 〕

○ 別記第１号様式　職員参集状況報告書

職 員 参 集 状 況 報 告 書

			受付番号	
参集場所			氏　　名	
参集時間	自宅出発時間	時　　分	所　　属	
	到着時間	時　　分	班	班
	所要時間	時間　　分	参集方法	歩・転・バ・車・交

本人・家族等の安否の状況	
参集路上での被害の状況	
参集途上における留意事項	

注１　参集後に記入し、班長等に提出すること。
注２　班長等は、収集後に総務班に提出すること。
注３　受付番号は、総務班で記入すること。
注４　「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
注５　「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
注６　「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
注７　「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第２号様式　職員等安否確認調査票

職 員 等 安 否 確 認 調 査 票

対策班

総務班長

所 属 ・ 職 氏 名	連 絡 方 法	連 絡 時 間	連絡の 可 否	本人・家族等 の 安 否 状 況	備 考 (参集可能時間等)
	電 話 その他 (　)	:	可・否		
	電 話 その他 (　)	:	可・否		
	電 話 その他 (　)	:	可・否		
	電 話 その他 (　)	:	可・否		
	電 話 その他 (　)	:	可・否		
	電 話 その他 (　)	:	可・否		
	電 話 その他 (　)	:	可・否		
	電 話 その他 (　)	:	可・否		
	電 話 その他 (　)	:	可・否		
	電 話 その他 (　)	:	可・否		
	電 話 その他 (　)	:	可・否		

○ 別記第３号様式　気象通報受理簿（兼送信票）

気 象 通 報 受 理 簿 （ 兼 送 信 票 ）

<table>
<tr><td rowspan="2">決
裁</td><td>町　長</td><td>副町長</td><td>課　長</td><td>主担当</td><td>副担当</td><td colspan="2">合　　議</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信日時</td><td colspan="3">午前
年　月　日　　時　分
午後</td><td colspan="2">電話・電報・防災行政無線
連絡
その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者</td><td colspan="2"></td><td>受信者</td><td colspan="2">印</td></tr>
<tr><td colspan="2">予警報の
種　類</td><td colspan="2"></td><td>発表時刻</td><td colspan="2">時　分
発表機関</td></tr>
<tr><td rowspan="6">受
理
事
項</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
理
方
法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

○ 別記第４号様式　水防活動実施報告

水　防　活　動　実　施　報　告　書

自　　年　　日

（市町村名　　）　　至　　年　　日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費 主要資材	その他資材	計	
道（都府県）分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
小計										
累計										
水防管理団体分 前回迄										
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
小計										
累計										

（作成要領）

1　「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2　「団体数」欄の（　）書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

3　「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

4　「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

5　「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

6　「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第５号様式　被害状況報告

月　日　時現在

災害発生日時	月　日　時　分	災害の原因	
災害発生場所			
発信 機関(市町村)名		受信 振興局名	
発信 職・氏名		受信 職・氏名	
発信 発信日時	月　日　時　分	受信 受信日時	月　日　時　分

項目				件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死者		人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告
	うち災害関連死者		人		
	行方不明		人		
	重傷		人		
	軽傷		人		
	計		人		
②住家被害	全壊		棟		
			世帯		
			人		
	半壊		棟		
			世帯		
			人		
	一部破損		棟		
			世帯		
			人		
	床上浸水		棟		
			世帯		
			人		
	床下浸水		棟		
			世帯		
			人		
	計		棟		
			世帯		
			人		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟		
		その他	棟		
	半壊	公共建物	棟		
		その他	棟		
	計	公共建物	棟		
		その他	棟		
④農業被害	農地	田 流失・埋没等	ha		
		田 浸冠水	ha		
		畑 流失・埋没等	ha		
		畑 浸冠水	ha		
	農作物	田	ha		
		畑	ha		
	農業用施設		箇所		
	共同利用施設		箇所		
	営農施設		箇所		
	畜産被害		箇所		
	その他		箇所		
	計				

項目				件数等	被害金額(千円)
⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
		海岸	箇所		
		砂防設備	箇所		
		地すべり	箇所		
		急傾斜地	箇所		
		道路	箇所		
		橋梁	箇所		
		小計	箇所		
	市町村工事	河川	箇所		
		道路	箇所		
		橋梁	箇所		
		小計	箇所		
	港湾		箇所		
	漁港		箇所		
	下水道		箇所		
	公園		箇所		
	崖くずれ		箇所		
	計		箇所		
⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
		破損	隻		
		計	隻		
	漁港施設		箇所		
	共同利用施設		箇所		
	その他施設		箇所		
	漁具（網）		件		
	水産製品		件		
	その他		件		
	計				
⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
		治山施設	箇所		
		林道	箇所		
		林産物	箇所		
		その他	箇所		
		小計	箇所		
	一般民有林	林地	箇所		
		治山施設	箇所		
		林道	箇所		
		林産物	箇所		
		その他	箇所		
		小計	箇所		
	計		箇所		

項目				件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道		箇所		
	病院	公立	箇所		
		個人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		
		し尿処理	箇所		
	火葬場		箇所		
	計		箇所		
⑨商工被害	商業		件		
	工業		件		
	その他		件		
	計		件		
⑩公立学校施設被害	小学校		箇所		
	中学校		箇所		
	高校		箇所		
	その他文教施設		箇所		
	計		箇所		
公共施設被害市町村数			団体		
り災世帯数			世帯		
り災者数			人		
消防職員出動延人数			人		

項目			件数等	被害金額(千円)
⑪社会教育施設被害		箇所		
⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
	法人	箇所		
	計	箇所		
⑬その他	鉄道不通	箇所		－
	鉄道施設	箇所		
	被害船舶(漁船除く)	隻		
	空港	箇所		
	水道	戸		－
	電話	回線		－
	電気	戸		－
	ガス	戸		－
	ブロック塀等	箇所		－
	都市施設	箇所		
被害総額				
火災発生	建物	件		
	危険物	件		
	その他	件		
消防団員出動延人数		人		

災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料（※別葉で報告）
- ○災害発生場所
- ○災害発生年月日
- ○災害の種類概況
- ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意
- ○応急対策の状況
  - ・避難情報の発令状況
  - ・避難所の設置状況
  - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
  - ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
  - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
  - ・災害ボランティアの活動状況　　ほか

○ 別記第６号様式　被害状況報告集計表

災害・事故名	

総合振興局又は振興局						年　月　日　時現在					
項　目				件数等	被害金額(千円)	項　目				件数等	被害金額(千円)
①人的被害	死　者		人		※個人別の氏名、性別、年令、原因は、別紙で整理報告	⑤土木被害	道工事	河　川	箇所		
	うち災害関連死者		人					海　岸	箇所		
	行方不明		人					砂防設備	箇所		
	重　傷		人					地すべり	箇所		
	軽　傷		人					急傾斜地	箇所		
	計		人					道　路	箇所		
②住家被害	全　壊		棟					橋　梁	箇所		
			世帯								
			人					小　計	箇所		
	半　壊		棟				市町村工事	河　川	箇所		
			世帯					道　路	箇所		
			人					橋　梁	箇所		
	一部破損		棟					小　計	箇所		
			世帯				港　湾		箇所		
			人				漁　港		箇所		
	床上浸水		棟				下水道		箇所		
			世帯				公　園		箇所		
			人				崖くずれ		箇所		
	床下浸水		棟								
			世帯				計		箇所		
			人			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	計		棟					破　損	隻		
			世帯					計	隻		
			人				漁港施設		箇所		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟				共同利用施設		箇所		
		その他	棟				その他施設		箇所		
	半壊	公共建物	棟				漁具（網）		件		
		その他	棟				水産製品		件		
	計	公共建物	棟				その他		件		
		その他	棟				計				
④農業被害	農地	田 流出・埋没	ha			⑦林業被害	道有林	林　地	箇所		
		冠水	ha					治山施設	箇所		
		畑 流出・埋没	ha					林　道	箇所		
		冠水	ha					林産物	箇所		
	農作物	田	ha					その他	箇所		
		畑	ha					小　計	箇所		
	農業用施設		箇所				一般民有林	林　地	箇所		
	共同利用施設		箇所					治山施設	箇所		
	営農施設		箇所					林　道	箇所		
	畜産被害		箇所					林産物	箇所		
	その他		箇所					その他	箇所		
								小　計	箇所		
	計						計		箇所		

項目				件数等	被害金額（千円）	項目				件数等	被害金額（千円）
⑧衛生被害	水道		箇所			⑪社会教育施設被害			箇所		
	病院	公立	箇所			⑫社会福祉施設等被害	公立		箇所		
		個人	箇所				法人		箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所				計		箇所		
		し尿処理	箇所			⑬その他	鉄道不通		箇所		
	火葬場		箇所				鉄道施設		箇所		
	計		箇所				被害船舶		隻		
⑨商工被害	商業		件				空港		箇所		
	工業		件				水道		戸		－
	その他		件				電話		回線		－
	計		件				電気		戸		－
⑩公立文教施設施設	小学校		箇所				ガス		戸		－
	中学校		箇所				ブロック塀等		箇所		
	高校		箇所				都市施設		箇所		
	その他文教施設		箇所				計			－	
	計		箇所			被害総額					
公共施設被害市町村数			団体			火災発生	建物		件		
罹災世帯数			世帯				危険物		件		
罹災災者数			人				その他		件		
消防職員出動延人数			人			消防団員出動延人数			人		

災害対策本部の設置状況	道（振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時

災害救助法適用市町村名	

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取り扱い注意
○応急対策の状況
・避難場所の指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

○ 別記第７号様式　公用令書等（別表　第１号様式～第６号様式）

○別表　第１号様式

従　事　第　　号

公　用　令　書

住　所
氏　名

災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり　従事／協力　を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備　　考	

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

○別表　第２号様式

保　管　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 78 条第１項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　　考

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

○別表　第３号様式

管　理　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり 管理 / 収用 を使用する。

年　　月　　日

処分権者　　印

名　称	数量	所在場所	範　囲	期　間	引渡月日	引渡場所	備考

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

○別表　第４号様式

変　更　第　　号

公 用 変 更 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　印

変更した処分の内容

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

○別表　第５号様式

取　消　第　　号

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　印

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ4 とする。

○別表　第６号様式

No.

防 災 立 入 検 査 票

所　属
職　名
氏　名

年　月　日生

上記の者は災害対策基本法第 71 条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。

年　月　日交付

喜茂別町長　　印

交付責任者　　印

※規格　縦 6 センチ　横 9 センチとする。

(裏)

注　意

１．本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
２．本票は　年　月　日まで有効とする。
３．本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
４．本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第８号様式　避難者世帯名簿

避　難　者　世　帯　名　簿

［避難所名　　］　　No.

現　住　所		被 災 場 所	
世帯主氏名		親族その他への連絡先 (氏名・住所・電話番号)	
電 話 番 号			

入所世帯の状況	ふりがな 氏　名	生　年　月　日	続　柄	性別	職　業 （勤務先）	入所日時	退所日時
		T.S.H.R 年　月　日	世帯主	男・女		月　日 時	月　日 時
		T.S.H.R 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		T.S.H.R 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		T.S.H.R 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		T.S.H.R 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		T.S.H.R 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
		T.S.H.R 年　月　日		男・女		月　日 時	月　日 時
備考欄							

注１　一世帯ごとに記入すること。
注２　「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。
注３　児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。
注４　「備考」欄には、次の事項について記入すること。
(1)　世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
(2)　退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
(3)　その他特記事項

○ 別記第９号様式　避難所収容台帳

（避難所：　　）

管理者 認　印	月　日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計　（　　日間）						

注）1.「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 10 号様式　避難所設置及び収容状況

（喜茂別町）

避難所の名称	所在地	種別	開設機関 月　日から 月　日まで	実人員（人）	開設日数（日間）	延人員	備考
計		既存建物					
		野外仮設					

注）1.「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
2.「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 11 号様式　救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品　　名	

喜 茂 別 町

品　　目		単位			
年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考
計	道調達分				
	町調達分				

注）1.「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
2.「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 12 号様式　被災者救出状況記録簿

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

喜 茂 別 町

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名　称	借　上　費			修　繕　費			燃料費		
			数量	所有者(管理者)名	金　額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注 1　他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
注 2　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
注 3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
注 4　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 13 号様式　輸送記録簿

輸　送　記　録　簿

喜 茂 別 町

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

注 1　「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
注 2　町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
注 3　借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
注 4　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
注 5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
注 6　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 14 号様式　炊き出し給与状況

炊　き　出　し　給　与　状　況

喜　茂　別　町

炊き出し場所の名称	月　日			月　日			月　日			月　日			合　計	実支出額	備　考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注 1　「備考」欄は、給食内容を記入すること。

注 2　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 15 号様式　飲料水の供給簿

飲　料　水　の　供　給　簿

喜　茂　別　町

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注 1　給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 16 号様式　世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年　　月　　日　　時現在

喜 茂 別 町

世帯構成員別 / 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
全　壊（焼）													
流　失													
半　壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 別記第 17 号様式　物資購入（配分）計画表

物 資 購 入 （ 配 分 ） 計 画 表

年　　月　　日　　時現在

喜 茂 別 町

世帯 / 品目	単価	人世帯 円 数量	世帯数	所要数	金額	人世帯 円 数量	世帯数	所要数	金額	人世帯 円 数量	世帯数	所要数	金額	計 数量	世帯数	所要数	金額	備考
計																		

注）1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 18 号様式　物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

年　　月　　日　　時現在

喜 茂 別 町

住家被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支出額 (円)	備考
					布団	毛布	○○			
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　氏名　　㊞

注）1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上（下）浸水の別を記入すること。
2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 19 号様式　物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼)　2 流失 3 半壊(焼)　4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男　人 女　人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

令和　　年　　月　　日

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

世帯主　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先（避難所・電話番号等）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

給付（貸与）年月日	品　名	数　量	備　考

○ 別記第 20 号様式　救護班活動状況

救　護　班　活　動　状　況

救護班

班長：医　師　氏名　　印

月　　日	市町村名	患者数	措　置　の　概　要	死体検案数	修　繕　費	備　　考
		人		人	円	
計						

注　「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第21号様式　医療実施状況

病院診療所医療実施状況

○○市町村

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点	円	
計　機関	人								

注　「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第21号様式　医療実施状況

○ 別記第22号様式　助産台帳

病院診療所医療実施状況

○○市町村

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日	円	
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		
	月　日 時　分		月　日 ～　月　日		

○ 別記第23号様式　学用品の給与状況

学　用　品　の　給　与　状　況

○　　○市町村

学校名		学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳													実支出額	備考
						教科書							その他学用品							
						国語							鉛筆	ノート						
					月　日														円	
計	小学校		人																円	
	中学校		人																円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏　名　　印

注1　「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

3　本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第 24 号様式　応急仮設住宅台帳

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

喜　茂　別　町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面　積	敷地 区分	着　工 月　日	竣　工 月　日	入　居 月　日	実支出額	備　考
	人								円	
世　帯										

注 1　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
注 2　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
注 3　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
注 4　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
注 5　「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
注 6　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
注 7　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 25 号様式　住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

喜 茂 別 町

世帯主氏名	修　理　箇　所　概　要	完了月日	実支出額	摘　　要
			円	
計　　世帯				

注　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 26 号様式　遺体の捜索状況記録簿

遺　体　の　捜　索　状　況　記　録　簿

喜　茂　別　町

年　月　日	捜索人員	捜索用機械器具								実支出額	備　考
		名　称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金　額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	

注 1　他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
注 2　捜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
注 3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
注 4　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 27 号様式　遺体処理台帳

遺　体　処　理　台　帳

処理年月日	遺体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

○ 別記第28号様式　埋葬台帳

埋　　葬　　台　　帳

○　　○市町村

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者			埋葬費			備考
		氏名	年齢	氏名	死亡者との関係	棺（付属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

注1　埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
　2　町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
　3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
　4　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 29 号様式　障害物除去の状況

障　害　物　除　去　の　状　況

喜　茂　別　町

住家被害程度区分		氏　　名	除去に要した期間	実支出額円	除去に要すべき状態の概要	備　　考
計	半壊半焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

注 1　住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

注 2　本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第30号様式　賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住　所	氏　名	日　額	月　分					基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日数	金　額	時間	金　額	
計	人	円										

注1　本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

注2　各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 31 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：令和　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関							
		担当者職氏名							
		連絡先	TEL　　FAX						
災害の状況・派遣理由	覚知	年　月　時　分							
	災害発生日時	年　月　時　分							
	災害発生場所								
	災害名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域			希望する活動内容						
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	（照明・Ⓗマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか）							
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	（機関名） （職・氏名）								
無線連絡方法	（周波数）　Ｈｚ								
その他参考となる事項									

搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

○ 別記第 32 号様式　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第　　号
年　月　日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括管理者
北海道総務部危機管理監　様

要請機関の長　　印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第８条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年　月　日（　）　時　分
災害発生場所	
派遣区域	
離着陸場	
使用した資機材	
傷病者の搬送先	
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	［地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）］
	［消防防災ヘリコプターによる活動内容］
災害発生状況・措置状況	
その他参考となる事項	

搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 33 号様式　救急患者の緊急搬送情報伝達票

救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年　月　日　時　分			
1　要請市町村名	電話	FAX		
担当者　課名	職名	氏名		
2　依頼病院名	電話	FAX		
所在地				
担当者（医師名）	医師	氏名		
3　受入れ医療機関				
所在地				
電話	FAX			
受入れ医療機関の了承	有　・　無			
4　患者氏名（ふりがな）	生年月日　年　月　日　歳　男・女 体　重　kg　職業			
住　所				
病　名	現　状			
経　過				
5　付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院　・　受入れ医療機関）				
氏名	医　師		年齢　歳	体重　kg
	看護師		年齢　歳	体重　kg
	付添人		年齢　歳	体重　kg
6　運航上の必要事項				
(1) 患者に装備されている医療機器の状況 ①点　滴（規格　×　、重量　g） ②保　育　器（規格^{H}　×^{W}　×^{L}　、重量　g） ③酸素吸入器（規格　×、重量　g） ④そ　の　他（名称　、規格　×　、重量　g）				
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格 ①依頼病院　kg　kg　kg ②受入れ医療機関　kg　kg　kg				
現地離着陸場		メモ		

注 1）市町村は No.1～6 の項目を記載の上要請すること。

○ 別記第 34 号様式　自衛隊災害派遣要請の依頼について）

第　　号
年　　月　　日

北 海 道 知 事　　様

喜 茂 別 町 長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所

5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

○ 別記第 35 号様式　自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

第　　号
年　　月　　日

北 海 道 知 事　　様

喜 茂 別 町 長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年　　月　　日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時　　年　　月　　日　　時　　分